

第 40 回中山間地域等総合対策検討会 議事録

農林水産省 農村振興局中山間地域振興課

第 40 回 中山間地域等総合対策検討会概要

- 1 . 日 時：平成 21 年 7 月 30 日（木）15:00～16:52
- 2 . 場 所：農林水産省 第 2 特別会議室
- 3 . 出席者：佐藤座長、市田委員、小田切委員、近藤委員、内藤委員、村田委員、守友委員、中越専門委員、農村振興局長、農村振興局次長、農村政策部長、整備部長、設計課長、都市農村交流課長、中山間地域振興課長、中山間整備推進室長、課長補佐（直接支払業務班）
- 4 . 議題
 - （ 1 ）中山間地域等直接支払制度の最終評価（素案）について
 - （ 2 ）中山間地域等直接支払制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり方（素案）について
- 5 . 配布資料
 - 資料 1 - 1 中山間地域等直接支払制度の最終評価（素案）
 - 資料 1 - 2 「中山間地域等直接支払制度の最終評価」 - 参考資料 -
 - 資料 2 中山間地域等直接支払制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり方（素案）
 - 参考 中山間地域等総合対策検討会の開催状況

○**課長補佐** 皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第40回中山間地域等総合対策検討会を開催いたします。

私は司会を務めます中山間地域振興課の宮川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、検討会に先立ちまして、吉村農村局長からごあいさつをさせていただきます。

○**農村振興局長** 改めまして、皆さん、こんにちは。第40回の検討会ということで、委員の皆さん方には大変お忙しいところ、また大変暑くなってきた中でご参集いただきまして、ありがとうございます。

また、この検討会もある意味で常設のものではありますが、3月以降、これまでの2期対策の検証または今後のあり方の検討ということをお願いいたしましてから以降でも10回目ということでございまして、短期間に非常に有益なご意見をいただきながらご議論いただいたこと、改めて感謝申し上げたいと思います。

本日は、これまでご議論いただいた内容を踏まえて、現行2期対策の実績や効果について取りまとめた最終評価、及びそれを踏まえた今後のあり方について、私どものほうで素案を作成させていただきましたので、それについてご議論いただければと思っております。

今後の予定といたしましては、今回の議論を踏まえて、8月6日の次回検討会において最終的な取りまとめを行っていただいた上で、次期対策について8月末の概算要求に向けて検討していきたいと考えているところでございます。

なお、前回の検討会でご説明したこの取りまとめの目次案におきましては、「最終評価」の中に「今後のあり方」まで含めていたわけでございますけれども、座長とも相談させていただきまして、「最終評価」については、実はこの検討会の設置のもとになっている要領の中では農林水産省自身が行うということになっておりますので、農林水産省の取りまとめという形にし、「今後のあり方」については本検討会での取りまとめということで、「最終評価」と分けた形で素案を出させていただいております。

委員の皆様方には、限られた時間の中で大変恐縮でございますけれども、最終取りまとめに向けて、ぜひ忌憚のないご意見を出していただきたいと考えているところでございます。

以上をもちまして私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**課長補佐** ありがとうございます。

本日の検討会につきましては公開で行っておりまして、傍聴の方もお見えになってございます。また、資料及び議事録につきましてはすべて公開することになっておりますので、

よろしくお願いいたします。

それでは、ここから先につきましては佐藤座長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 それでは、ただいまから始めたいと思います。

暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は第40回の検討会でございますが、17時の終了を目途にこの会を進めたいと思いますので、議事進行のご協力方、よろしくお願いいたします。

また、議事録の公開でございますが、先ほど事務局からも案内がありましたが、いただいた発言に関して各委員のお名前をつけて公開いたしますので、後日また確認の手続を踏ませて頂きますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は浅野委員、林委員、玉沖委員がご都合で欠席でございます。

では、まず本日の資料の確認から行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○課長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。

お配りしています資料のクリップを外していただきまして、まず1枚紙で「第40回の検討会の議事次第」。それから「委員名簿」、これも1枚紙でございます。それから配布資料の一覧を書いた紙、これも1枚紙でございます。それから、右上に資料1 - 1と書いてございます、「中山間地域等直接支払制度の最終評価（素案）」といったもの。さらに、資料1 - 2といたしまして、「中山間地域等直接支払制度の最終評価の参考資料」でございます。また、資料2でございますけれども、「中山間地域等直接支払制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり方（素案）」でございます。最後に、1枚紙ですけれども、参考といたしまして、これまでの「検討会の開催状況」という資料になってございます。

皆様、おそろいでしょうか。

では、よろしくお願いいたします。

○佐藤座長 それでは早速議事に入りたいと思いますが、本日は、お手元の議事次第にございますように、第1番目に、中山間地域等直接支払制度の最終評価（素案）について、それから2番目に、中山間地域等直接支払制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり方（素案）についての2つの議題になっておりますので、よろしくお願いいたします。先ほど吉村局長のごあいさつの中にもございましたが、前回の委員会での最終報告の目次構成として、今申し上げた本日の議題として掲げられている2つのものが一体となって構成されるものとしてご議論いただきましたが、要領の定めるところにより、最終評価

は農林水産省が行うということで、この検討会としての報告については2番目の議題であります「今後のあり方について」ということで取りまとめたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、資料1と2につきまして、あわせて事務局から説明をまずいただきます。よろしくお願いいたします。

○**中山間整備推進室長** それでは、資料につきましてご説明させていただきます。

今、局長、座長からも言われましたが、資料1と2を分けております。これにつきましては、中山間地域等直接支払交付金実施要領の第13におきまして、「農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価する」とありますので、委員会の検討を踏まえまして、農村振興局が最終報告を取りまとめるものとしております。そして、その評価を踏まえまして検討会におきまして制度の今後のあり方を検討していただいたということで資料2があるものという形で整理しております。

では、まず資料1-1につきましてご説明いたします。内容につきましては、これまで検討会でお配りした資料をまとめたものでございます。

まず1ページをご覧ください。これにつきましては、中山間地域等直接支払制度の経緯でございます。内容につきましては、ヨーロッパ諸国に倣いまして、議論を重ね、我が国でも平成12年度から実施されたということでございます。

1枚めくっていただきまして、次のところは、制度の基本的な枠組みと制度検討会における議論等ということでございます。(1)のところでは、基本的な考え方を書いてございます。これは2点ございまして、国民合意の必要性、それとWTO農業協定との整合性を挙げております。(2)につきましては、制度の具体的な基本スキームを書いてございます。

続きまして、3ページの下の方でございます。これは現行対策についてのポイントでございますが、ポイントにつきましては次の4ページのところをご覧くださいなのですが、こちらの下の方に書いてございます。こちらが1期から2期へ移行したときのポイントでございます。内容につきましては、集落の活動レベルに応じた2段階の単価設定を導入したということ、「体制整備」に関する活動要件の設定等でございます。

続きまして、6ページの方をご覧ください。こちらは、中山間地域農業をめぐる情勢でございます。内容につきましては、中山間農業につきましては、ご承知のとおり、その

農用地、農家数等が重要な位置を占めておりますが、高齢化が進行し、引き続き厳しい状況となっております。これにつきましても今までご説明した資料をまとめたものでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。こちらのほうは、現行制度の効果等の検証でございます。都道府県と市町村からそれぞれ評価が出てきております。都道府県の評価といたしまして、「おおいに評価できる」が約3割の14府県、「おおむね評価できる」が約7割の33都道府県となっております。市町村の評価といたしましては、「おおいに評価できる」が347市町村、約34%でございます。「おおむね評価できる」が644市町村、62%、「やや評価できる」が38市町村、「さほど評価できない」が2市となっております。また、集落協定数が2万8,757ございますが、21年度までに目標が達成されると見込まれるものが2万8,479と99%を占めるという状況でございます。

続きまして、11ページのほうでございますが、現行対策の実績でございます。これは3点ございまして、まず農用地の保全でございますが、これは全国で66.4万ヘクタールの農用地を対象として、農業生産活動が継続されたということでございます。2点目が多面的機能の確保でございますが、これは例えば1万9,000の協定で周辺林地の下草刈り等を行ったということでございます。3点目が集落の活性化の実績でございます。これは12ページでございます。これは、例えば集落での話し合いの回数の増加等が挙げられるところでございます。

次に、2のところでございますが、農用地の減少防止効果についての推計でございます。これは、本制度があることによる農用地の減少防止効果といたしまして約7.6万ヘクタールと推計しております。また、浅野委員からいただきましたが、別途に16.6万ヘクタールになるとの推計があることも記載しております。

続きまして、15ページをご覧ください。ここの上の(2)のところでございますが、耕作放棄地の発生防止効果といたしまして約3.3万ヘクタールの耕作放棄が未然に防止されたものと推計しております。

続きまして、最後の16ページでございます。ここにつきましては、農振農用地区域への編入効果といたしまして、全国で農振農用地区域が約8万ヘクタール減少する中、本制度によりまして同じ期間に約1.4万ヘクタールが農振農用地区域に編入されたということでございます。

以上が最終評価の説明でございまして、資料1 - 2の参考資料でございますが、これは

ただいまご説明いたしましたものを図や表の形にして、参考として添付しております。

続きまして、資料 2 のほうをご覧ください。資料 2 につきましては、読み上げさせていただきますと思います。1 ページをおあげください。

はじめに

流域の上流部に位置する中山間地域等の農業・農村は、食料生産の約40%（平成17年度農業総生産額）を担うのみならず、その有する多面的機能によって、下流部の都市住民を含む多くの国民の生命・財産を守り、豊かな暮らしを実現する上で大きな役割を果たしている。

しかしながら、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な中山間地域等では、過疎化・高齢化等の進行に伴う耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下しつつあり、国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

このような状況を踏まえ、中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等において、平場との農業生産条件の不利を補正するための支援を行うことにより、適切な農業生産活動の継続による多面的機能の確保を図ることを目的に、我が国農政史上初の試みとして平成12年度から実施しているものである。

本制度は、平成12年度から16年度までを第1期対策として実施し、現行第2期対策は、平成17年度から平成21年度までの5年間を対策期間として実施しているところであるが、直接支払制度として広く国民の理解を得つつ実施していくことが重要であるとの観点から、中立的な第三者機関である本検討会において、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化や本制度の実施状況等を踏まえた検討を行うこととされている。

本制度については、本年5月までに都道府県知事からの評価が報告されており、多くの都道府県からは本制度による耕作放棄の発生防止や集落の活性化等の効果について評価されているが、その一方で、実施状況を踏まえた活動の取組等に関する各種の課題についても報告されているところである。

本検討会は、本年3月以降、11回にわたり、本制度に対する評価・検証を踏まえつつ、現地調査、行政団体・農業団体からの意見聴取を行い、制度の検証と今後のあり方等の検討を行ってきた。

今後、農林水産省において、この検討結果を踏まえ、中山間地域等における耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保等の効果が的確に発揮されるよう、本制度の見直しに向け

た検討が行われることが期待される。

中山間地域等総合対策検討会

次に、２ページでございます。

１ 農業生産条件の不利を補正するための「直接支払い」という政策手法の意義や今日的 位置づけ

我が国農政史上初の試みとなる本制度の創設から約10年が経過した今日の時点において、日本型といわれる直接支払制度を構成する主要な要素や第２期対策から導入した自律的かつ継続的な農業生産活動を促進するための仕組み等に対して、本制度に取り組む農業者や地方公共団体等から様々な観点からの意見が制度の課題として寄せられている。

本制度による交付金の効果等については、

- ・ 各都道府県の最終評価（都道府県に設置する中立的な第三者機関において効果等を検討・評価した上で提出）において、全ての都道府県やほとんどの市町村で制度の効果等を高く評価していること
- ・ また、都道府県の最終評価の結果に基づいた全国レベルでの実績値においても、全国で66.4万ヘクタールの農用地を対象に適切な農業生産活動が継続されるとともに、各地域において多様な取組が実施され、「農用地の保全」、「多面的機能の確保」、「集落の活性化」などに効果等が認められること

などから、本制度の効果等については、肯定的な評価ができるものとする。

この下の黒枠につきましては、都道府県の最終評価から関連するものを抜粋しておりますので、省略させていただきます。

その下にいきます。

本制度の今後のあり方については

- ・ 多数の都道府県の最終評価で、本制度の継続を要望する意見が提出されたほか、
- ・ 現地検討会においては、調査を行った全ての集落協定及び関係自治体（11集落協定、7市町村）から制度の継続を求める発言があり、
- ・ 本検討会において意見陳述を行った全ての関係団体（全国町村会、全国農業協同組合

中央会、全国土地改良事業団体連合会、全国農業会議所）からも制度の継続を求める意見が出されている。

一方、地域からは、本制度の継続を求めつつも、本制度によって取り組み始めた活動を停滞させることなく、協定参加者の高齢化の進行に配慮した制度内容の見直しとそれらのフォローアップを求める声もあった。

本検討会としては、自由度の高い交付金という政策手法によって、農用地の保全はもとより、地域に知恵や活力や可能性がもたらされたこと、高齢化が進む中で本制度は耕作放棄地の発生防止等に必要不可欠であること、「国が中山間地域まで目を向けてくれた」という国の直接的なメッセージとなっていること、あるいは、本制度への取組を契機として集落の共同取組活動への参加意識を助長する地域の「気づき」を誘発したこと等に本制度は多大な意義を有するものと考えている。

以上のような中山間地域等をめぐる厳しい状況や本制度の効果等に鑑み、また、農業者や地方公共団体、関係団体から寄せられた意見等を踏まえれば、本制度については、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、平成22年度以降においても継続することが適当である。

2 高齢化の進行と直接支払制度

中山間地域等では、総人口の高齢化率が全国と比べて10年以上先を行く水準で推移するなど、高齢化の進行が特に著しい中で、制度の継続を強く望む地域からも、協定参加者の高齢化等により協定活動継続への不安が深刻化し、高齢農業者の不参加などによって、直接支払制度に取り組む集落の大幅な減少や協定面積の縮小による耕作放棄地の発生に歯止めがかからなくなる恐れがあるとの声が多く聞かれた。

また、平成17年度からの第2期対策では、当時の農業政策の全体的方向性として担い手の育成やその経営体質の強化等が目指される中で、制度に取り組む集落の自律的かつ継続的な農業生産活動を促進するために生産性及び収益の向上や担い手の定着などのより前向きな取組を推進する仕組みが導入されたところであるが、これらの仕組みに関しても、農業機械・施設や農作業の共同化や担い手への農地利用集積の促進、認定農業者の育成や新規就農者の確保等において、一定の効果等があったものと評価できる。

しかしながら、高齢化が進む地域からは、農業生産活動等の維持が精一杯であり、生産性及び収益の向上や担い手の定着などのより前向きで継続的な農業生産体制を整備するま

でに至っていない、あるいは、小規模な集落協定については、集落間連携や複数集落による集落協定の締結などによる集落機能の強化の必要があるなど、高齢化の進行を背景とした課題等に係る指摘が多く寄せられている。

本検討会としては、認定農業者の育成や担い手への農用地の利用集積などのより前向きな体制整備の取組は引き続き必要であると考えているものの、一方、中山間地域等では、高齢化率が全国と比べて10年以上先を行く水準で推移するなど高齢化の進行が特に著しいことを踏まえると、本制度の見直しに当たっては、交付金の使途の自由度の高さを有効に活用しつつ、高齢農業者等であっても安心して本制度に取り組めるよう、集落協定参加者が共同で安定的・持続的に農業生産活動等を維持・促進し得るような仕組みの改善を検討することが重要と考える。

また、高齢化の進行に伴い、集落協定の減少、協定面積の縮小が懸念されることから、小規模・高齢化集落を含めた、集落間の連携や複数集落による集落協定の締結が促進されるような仕組みの改善の検討が必要と考える。

3 制度を構成する個々の要素に対するその他の課題等

(1) 対象地域・対象農用地等に関する指摘

対象地域・対象農用地については、広く国民の理解を得るために、明確かつ合理的・客観的な基準のもとに透明性を確保して実施するとの観点から、対象地域は地域振興8法の指定地域（都道府県知事特認を含む）とし、対象農用地は農業振興地域内に存し傾斜等の基準を満たす1ha以上の一団の農用地としているが、飛び地や点在などによってまとまった農用地を確保できない集落や1haの団地要件を外れる地域では、耕作放棄地の発生を招いている状況が見られる。

本検討会としては、対象農用地の「1haの団地要件」について、今後、高齢化の進行等から集落間協定や複数集落による協定締結の促進が見込まれることを踏まえ、より小規模な団地や飛び地等も対象農用地として取り込んでいけるよう、現行の「営農上の一体性」の要件（耕作者が重複していること等）について、取組の実態に合った検討を行う必要があると考える。

(2) 協定期間や免責要件に関連する指摘

高齢化の進行を背景として、「高齢化等により協定を5年間継続することが困難」との

声があることから、５年間の対策期間を弾力的にしてはどうかとの指摘や遡及返還をおそれず協定を締結したいという農家の思いをいかすべきであるとの指摘がある。

一方、集落協定を５年間継続できない場合の遡及返還措置は、耕作放棄の発生防止に大きな効果を上げていることからむやみに緩和すべきでないとの指摘もある。

また、協定農用地を後継者（分家）住宅などに転用する場合には、遡及返還となるので担い手の確保や定住を促進する上で支障になっているなどの指摘が寄せられている。

本検討会としては、遡及返還措置が耕作放棄の発生防止に大きな効果を上げていることも考慮し、遡及返還措置のスキームは維持しつつ、高齢農業者であっても安心して本制度に取り組めるような仕組みの改善を検討することが必要と考える。

また、免責要件については、中山間地域等の状況を踏まえ、担い手の確保や農作業の効率化等を促進する観点から、検討を行うことが必要と考える。

（３）助成水準に関する指摘

助成水準については、樹園地が畑と同一の交付単価であることや、受給上限額（１００万円／戸）を超えている農業者が共同取組活動に要する経費を手当てされていない状況等について、助成水準の充実・強化についての要望が出されている。

本検討会としては、傾斜地は水はけが良く日当たりの良いという樹園地としての適地性があるなどの面もあることから、樹園地に係る生産コストについて、平場との条件不利性を補正するという本制度の趣旨には馴染みにくく、本制度とは別の課題として捉えることが適当と考える。

また、受給上限額（１００万円／戸）については、役員手当や日当なども受給上限額に含まれることから、既に上限まで交付金を受給している農業者等にとっては、集落協定の運営に要する経費等について手当てされない状況にあることから、その実態を検証した上で、円滑な協定の運営が図られるよう検討することが適当である。

（４）その他の要素に関する指摘

本制度については、農業者に対する直接支払いという性格から、広く国民の理解を得ることが不可欠である。

したがって、一定期間毎に制度の評価を行い、必要に応じて見直しを行って、国民の理解を得ながら進めていくことによって、はじめてこの制度が続けられるということに留意

する必要がある。

一方、農業者や地域が長期的な展望を持って営農し、また、農地を保全していくためには、本制度の継続性・安定性が求められており、自由度が高いという本制度の良さや定期的な評価・見直しの必要性和両立するような形で、本制度をより継続的・安定的なものとする方途について検討する必要がある。

事務手続きについては、国では、事務作業の簡素化を行ってきたが、なお、煩雑で負担になっているなどの声もあることから、難易度や煩雑性など何が問題なのかを把握した上で検討することが適当である。

本制度の推進に当たっては、高齢化が進む中、集落間連携や複数集落による集落協定の締結などを進めるに当たってサポート・コーディネート体制が十分なのかを検討する必要がある。

4 その他の留意点

(1) 食料・農業・農村基本計画の見直し

昨年12月から、食料・農業・農村政策審議会企画部会において、食料・農業・農村基本計画の見直しに係る検討が行われており、基本計画における本制度の位置づけや関連する施策との整合性について十分留意していく必要がある。

(2) 中山間地域等の総合的な振興

中山間地域等の農業に係る多様な課題等に対しては、本制度だけで対応することは到底でき得るものではないことから、様々な制度に基づく振興計画等を踏まえ、地域の自主性を活かしつつ、各種関連施策を整合的に推進することにより、本制度の本来の役割がより適切かつ効果的に発揮されるよう、中山間地域等の総合的な振興を図る必要がある。

(3) 国民の理解の促進

本制度は、中山間地域等と平地との農業生産条件に関する不利を補正するための支援として、農業者等に対して「直接支払い」を実施する我が国農政史上初めての試みであることから、広く国民の理解を得るため、実施に当たって明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保する措置として、国段階だけでなく都道府県段階にも中立的な第三者機関を設置し、制度の実施状況の点検及び交付金に係る効果等を検討し、評価している。

また、国、都道府県、市町村においては、優良事例や実施状況等について、それぞれインターネット・ホームページ等を活用して公表しているところであるが、引き続き、国民

の理解を促進するための取組が必要である。

以上でございます。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、これから議論したいと思いますが、先ほども説明がありましたように、議題の１、資料１については、これまでの当委員会でご検討いただいたものを淡々と取りまとめたものであるということで、特段ご意見はないと思いますが、もしあればいただきます。ない場合は、残りの時間は資料２について、当検討会がまとめる今後のあり方について主に検討いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。特に何か資料１に関わることでご発言はございますか。よろしいですか。

では、資料２について、これから細かくご検討をお願いしたいと思います。まず１ページ目の「はじめに」についてですが、これは恐らく各委員の思いとか、あるいは私の思いもあるかと思いますが、割に淡々とまとめておりますので、またもし何かご意見があったら後ほどいただきます。

次に、２ページ目の１、「農業生産条件の不利を補正するための「直接支払い」という政策手法の意義や今日的位置づけ」ということについて、３ページにわたってまとめておりますが、これについてご議論いただければと思います。これも、今までこの委員会でいただきました皆様方のご意見を最大限、網羅的にここにおさめさせていただいておりますが、ただ、委員のご発言の思い入れとか重みについては必ずしもきちんと入っているかどうか、十分ではないかもしれませんが、ぜひご意見をください。

○近藤委員 ２ページから３ページの件です。私がこれをさっと読んで一番気になったのはこの２ページ・３ページ目で、この方向性とか、書かれていること自体に異議があるわけではありません。構成の仕方なのですけれども、これは要するに、交付金の効果があった、それであり方についてはいろいろな要望が強かった、したがって黒字（ゴシック体）の部分であるといった、多分２本柱で構成されているような気がするのですが、ちょっとこれが不思議なというか、余りよくないような気がします。

１点目の交付金の効果等については、いろいろな検証が行われて、こちらは余りにもさらっと書かれ過ぎているような感じがするので、重複になるかもしれませんが、こちら側の評価で使ったような数字を入れてより説得的に書くほうが私はいいと思うのです。

逆に、今後のあり方について、多数の都道府県の評価とか、各種集落とか関係団体から

の意見がその根拠のもう一方の柱になっているのですが、これは言ってみれば交付を受けるほうの話なので、当たり前のことでありまして、これを柱にすることにはちょっと違和感があります。それが「当たり前のことではないか」で済む分にはいいのだけれども、そうじゃなくて、ちょっと意地悪な言葉で言うと、これが柱だとすると、要するに昔の行政の内輪で手を挙げさせて内輪で決めているという「お手盛り」のにおいがしてしまうので、これを同じ2本柱みたいにして並列することによって逆にここの部分の説得性がなくなってしまうのではないかなと、私はさっと読んで思いました。利害関係者といっても、都道府県などはいいいのですけれども、そのほかのところはこれだけ具体的に書く必要もないというよりも、書くことによって逆にこの報告書の信憑性に疑義を挟まれるような結果になるのではないのかなというような気がいたしました。

2ページ・3ページはその点です。

○佐藤座長 貴重なご意見をどうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

○中越専門委員 2ページの「交付金の効果等」というところに、「農用地の保全」、「多面的機能の確保」、「集落の活性化」と書いています。まさにそのとおりですが、山間地域にとっては「文化的な価値」ということもあわせてあるということが必要ではないかなと思います。ジャーナリストの方もおられますので、そういう表現の仕方がいいのかどうなのかは別として、何かそういうこともしっかりと守ることによって発揮されるということがあるのではないかな。それはなぜかというと、実は文部科学省の中でも、文化的な景観ということに棚田が入れられたということなのです。そのことを踏まえると、それが守られることによってその効果が発揮されるということがあるということを感じましたので、そこは文章表現でどうなのかということはあるのですが、必要ではないかなと思います。

○佐藤座長 ここは都道府県の最終評価の中から引っ張ってきて書いているのですが、その中に「文化」とありましたか。文言としては、恐らくなかったからここにはないと思いますが、委員のご発言として、これは別途、こことは別にもう一つ「・」をつくって、そういうことを書きますか。あるいは、この最終評価とは別に、もう一つこの言葉をつけ加えるということにいたしますか。どういたしましょうか。

○中越専門委員 これは別の項目をつくるのかどうなのか。各地域の「多様な取組」ということですから、その中に私はそういう文化的な景観とか価値とかということを入れてもいいのではないかなとは思いますが。

○佐藤座長 はい。では、ここの「・」の中にそういう言葉を入れるということによろしいですか。

○中山間地域振興課長 委員のほうからそういうご意見があったということで、委員のご意見を述べているパラグラフがありますので、その中に入れさせていただくということをちょっと軸に考えさせていただきたいと思いますけれども。

○佐藤座長 その文化ということを、これにできるだけ入れるようにするというわけですね。

○中山間地域振興課長 はい。

○佐藤座長 では、先ほど少し皆様のご意見をいただくのを忘れたのですが、この効果の部分について、先ほど近藤委員からも、重複になるけれども、もう少しちゃんと書いたほうがいいたろうというご発言がありましたが、これはどういたしますか。資料１に盛り込まれた内容をもう少しこちらにもきちんと書いたほうがいいのかというご発言でしたが。はい、お願いします。

○守友委員 まだ議論の最中ですが、いずれ発表しますね。

○佐藤座長 はい、そうです。

○守友委員 そのときに資料１と資料２はセットで発表することになるのですか。

○佐藤座長 それはどうですか。別々ですか。

○守友委員 それによって、重複が出るか出ないとか、具体的なデータについては資料１の「最終評価」のほうを見てもらい、検討会の意見も含めたものは「今後のあり方」ということで、セットですか。

○佐藤座長 確かにそうですね。

○農村振興局長 発表はセットなのですが、ただ、実際に使われるときに、どちらかというと検討会の報告のほうが使われることが現実には多いと思います。そこはそういうことをちょっと考えたほうがいいのかもかもしれません。

○守友委員 とすると、近藤委員がおっしゃったように、もうちょっと書いたほうがいいのかという気がします。

○佐藤座長 もう少し膨らましたほうがいいと。

○守友委員 私どもはこの二つを常時並列して見ていますから、ちょっと重複するかなという感じもしますが、それでも、「今後のあり方」だけ読まれる方がいるとすれば、かなり重点になる部分ですから、ちょっと書いておいたほうがいいのかと感じます。全体の紙数

との関係もありますので、その辺は調整が要るかとは思いますが。

○佐藤座長 ポリユーム的には制限はないですね。

○農村振興局長 ありません。

○佐藤座長 では、これはこれで独自に読んでも分かるように、もう少しこの効果の部分は中身をきちんと書くということによろしいですか。

はい、わかりました。

それから、もう一つのご意見は、「今後のあり方について」ですが、特にご懸念されているのは、身内の各団体の意見をもってこの検討会での取りまとめをサポートするバックデータにするのはいかがかといったご意見だったと思いますが、いかがでしょうか。これは、この委員会で事実こういう団体を呼んでご意見をいただいたということではあり、そういうことでここは書いてありますが。どうぞ、お願いします。

○市田委員 基本的なことで、1のタイトルが「農業生産条件の不利を補正するための「直接支払い」という政策手法の意義や今日的位置づけ」というちょっと長い文なのですが、それに沿って書かれているとすると、生産条件が不利な中山間地域に対して直接支払いというのを初めて導入して、それを2期続けたということの意義と、それを今日的に位置づけるという2本立てになっているのだと思うのですが、後半の今日的位置づけというのはどの部分で読めばよろしいのですか。先ほど近藤委員がおっしゃったように、例えばこのタイトルの最初の「政策手法の意義」というのが現状の評価で、今日的位置づけというのがこれからの課題ととらえるのでしょうか。そのあたりをちょっと伺いたいのですけれども。

○佐藤座長 そうですね。前はなかなかこういうところまでご議論いただきませんでした。ちょっと本日の中身で見ますと、「今日的位置づけ」はどこで読めばいいかというとなかなか読みにくいところがありますが、ここでは「今後のあり方」のような部分が「今日的位置づけ」という形で整理させていただきますが、でもその辺、ちょっと距離があるかもしれませんね。お願いします。

○農村振興局長 3ページの太字で書いてある「現行の基本的な枠組みを維持しつつ、平成22年度以降においても継続することが適当である」、これがある意味で今日的な必要性を評価した上で、こういういわば基本的な位置づけをしたという趣旨で書いてあるのですけれども、もうちょっと適当な言葉遣いがあればよいのですが、「意義」のところは、まさにこの評価のところで、こういう評価があるということ整理したということです。

ただ、これはある程度重なり合いますね。「意義」があるとすれば「今日的な位置づけ」もあって、そうすると基本的にはそういういわば大きな枠組みとしては今日でも必要だと、あるいはさらに言うと今後も必要だということになるので、余り画然とは分けにくいかなと思います。

それから、先ほどの近藤委員のご発言と座長のご発言のところで少し確認させていただきたいことがございます。近藤委員のおっしゃることはよく分かるのですが、一方で、我々の立場からすると、来ていただいて意見を聞いたということは事実です。「以上のような」という３ページ目の最後のところについては、委員会としてどういう点を踏まえて、「現行制度について基本的な枠組みを維持しつつ継続する」ということを判断したのかということが恐らく問われていて、近藤委員もその点を指摘されたのではないかとも思ったのですけれども。

○**近藤委員**　そういうことなのですけれども、例えばそれだったら「いろいろなお話を聞いた方々からこんな効果が指摘された」という記述であって多分いいわけであって、これだと、「制度を求める発言がたくさんあったので、それを聞いて、そうだねということになった」ということになりかねない。この文章だけを読むと、継続要望が大きな判断の一つになったとしか読み取れないのですが、そうではなくて、いろいろな効果があるということ聞いたわけです。だから、この名前などは全く要らないと言っているわけではなくて、この継続要望があったからという論理は、内輪で詰めた昔ながらのにおいがぷんぷんするな、だからちょっと嫌だなと、私が言っているのはそういう趣旨です。

○**農村振興局長**　わかりました。

○**佐藤座長**　はい、お願いします。

○**村田委員**　近藤さんの意見も分かるのですけれども、この２・３ページについては、別の読み方をすべきだと思います。まず都道府県・市町村の最終評価がどういうものか、それから現地調査及び当事者、都道府県・市町村・現地の集落、それから関係団体がどのように思っているのか書いてあります。当事者は常に賛成するわけではなく、こういう行政措置をとった場合、当事者の中には「もうこんなのは要らないのではないか」とか、「いいかげんにしてくれ」といった意見だってあり得るわけです。当事者の意見としても、「この制度については効果があるし、継続しろ」という意見があったということは、継続するかどうか判断する上で重要な要素の一つです。しかし、それだけで最後のゴシックのところにあるように「継続」と判断したわけではありません。その一つ前のところで「本

検討会としては」という部分に注目していただきたい。ここは我々の意見なのです。最終評価と当事者、関係者の意見を聞いて、その上で我々自身も実際に現地を見、検討した結果、本検討会としてはこうこうだと書かれてある。「もたらされたこと」「であること」「となっていること」など3つ4つ書いてありますけれども、それに先ほどの中越さんが言われた文化的価値ということを入れてもいいかもしれませんけれども、そういう諸々のことから本検討会としてこれを継続することが適当だと判断する、そのようにこの文章は書かれていると僕は読むべきだと思います。ですからお手盛りというか、当事者がよかった、よかったと言っているから私たちもいいと言っているというほど単純な書き方ではないように僕には読めるのですけれども。

○佐藤座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか、これに関わるご意見として。ぜひご意見をください。お願いします。

○農村政策部長 事務的な話で恐縮なのですが、資料の作成段階でもう少し目を配っておくべきだったのですが、ほかの箇所の、例えば5ページとか、6ページ、7ページ、すべて「本検討会としては」というところからゴシック体で始まっておりまして、3ページも本来同じように印刷すべきだったところが明朝体になっておりまして、どうしても目が「以上のような」ところにいてしまいますけれども、恐縮でございますが、ここも「本検討会としては」以下からゴシック体になっていると見ていただければと思います。内容的な話はまだご議論があると思いますが、ちょっと事務的な作業ミスで、恐縮でございます。

○佐藤座長 どうもご指摘、ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○小田切委員 今の団体関係の名前を出すかどうかということでもなくてもよろしいですか。論点がそこにあれば、そこで議論をしたほうがよろしいかと思いますが。

○佐藤座長 できれば、まずここを片づけたいと思っておりますが、もし何かあれば。今異なる意見が2つ出ておりますので、その両方を調和する意見があればと思っています。

○中山間地域振興課長 事務局として、近藤委員がおっしゃったとおり、分け方について、これまでに対する評価と、それを踏まえて今後どうするかといった書きぶりで地域・団体の意見として載せさせていただいているのですが、今後のあり方に対する意見のところ、余り理由もなく「続けてほしい」という書きぶりになっているので、近藤委員がお

っしゃっているような感じが少し色濃く出るのではないかなと思います。そこで、今の効果と、それからこういう効果があるから今後もやりたいというところは結構重複する部分があるとは思いますが、そのところを余り重複させないような形で、団体からの意見、県からの意見、現地検討会における意見も、「こういうことだから続けてほしいのだ」といった書きぶりにさせていただくことで、言っているからやるのではなく、きちんと理由があるから言っておられて、そういった意見も踏まえるという形で考えさせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤座長 多分それでよろしいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○内藤委員 効果の話は書いてありませんので、このところには。

○佐藤座長 中身が。

○内藤委員 中身がないので。

○佐藤座長 では、そのところを、単に団体名を記載するだけではなくて、それぞれがどのような意見を述べているかということも要約的にここに書き込むことによって、少し与える印象も変わるし、この報告書に説得性を持たせるということで変えたいと思います。よろしいでしょうか。

はい。どうもありがとうございました。

それでは、別のところをどうぞよろしくお願いいたします。

○小田切委員 今の2ページ・3ページのところで2つあります。1つは、先ほどの中越町長のご発言とも関わるのですが、今までの議論で私はうっかりしてこういうことをきちんと発言していなかったのですが、2ページ目に「農用地の保全」、「多面的機能の確保」、「集落の活性化」などを効果として3つ並べてあります。これは資料1-1でも同様な構成がとられているわけなのですが、改めて強調したいのは、この制度は条件不利補正による営農継続、これが目的であって、そういう意味では「農用地の保全」、「多面的機能の確保」が目的から出てくる直接的な効果ということで、「集落の活性化」というのはいわば副次的な効果と位置づけられるものだろうと思います。そういう意味では、「農村文化の保全」というのも恐らくその副次的効果のほうに入って、これ自体を制度は直接の目的とはしていないという、その認識は大変重要だろうと思います。2期対策の継続に関わる委員会のときも、それは直接的な効果と、副次的ないしは間接的效果でしょうか、いずれかの言葉が使われたと思いますが、そのような形で両者をはっきり分けたと思いますので、そこは意識して文章をつくられたほうがよろしいのではないかと思います。

それから2点目は、細かいことで恐縮ですが、3ページ目の下から2番目のパラグラフの真ん中について、前回、私はこういう地方の声があるのだということを紹介させていただきました。「国が中山間地域まで目を向けてくれた」というのは、これを紹介したときも「適切な言葉ではないですが、そのまま紹介させていただきます」と言いましたが、これ自体はいわば地域の方が謙遜しておっしゃっている言葉ですので、これを国レベルのこの委員会が書いてしまうと、少し傲慢に見られる可能性があります。ですから、括弧内は少し書かないような形で、「国からのメッセージ」がいいのか、「国民からのメッセージ」がいいのか、そこもまた検討していただいて、少し修文していただくようにぜひお願いしたいと思います。

○佐藤座長 はい、わかりました。では括弧書きのところは削って、「国」を「国民の直接的なメッセージとなっていること」としましょうか。

○農村振興局長 そうですね。どういうメッセージかというのを言わないといけませんので、中山間地域を守ろうというとか、そういうことでしょうか。

○小田切委員 そうですね。メッセージとしては、農地を保全して地域を守ってくれと、そういうメッセージとして地域の方々が真正面から受けとめていらっしゃると思うのです。しかし、そのメッセージには受け方によっていろいろあって、集落を活性化してくれと、その副次的効果のほうで受けとめている方もいらっしゃいますので、実はこの括弧内の書きぶりは非常に難しい。主体的に見れば、いろいろなことが入ってきてしまっているのかもしれない。

○農村振興局長 中身をうたうのが難しいようであれば、「中山間地域に対する直接的なメッセージ」とか、そういうことでいかがでしょうか。

○小田切委員 はい、そのあたりでよろしいかと思います。

○佐藤座長 そうですね。それがいいでしょうね。では、そのようにここの部分は直させていただきます。

それから、先ほどの直接的な効果と間接的な効果のところの書き方なのですが、効果等についての2番目の「・」のところは、都道府県の最終評価の中から取り出して書かれたものだと思うので、これはこのままにせざるを得ないのかなという気もいたしますが、どういたしましょうか。多分、最終評価のほうは、そうずらずらっと書いてあっただけでしたね、都道府県の評価としての文言としては。

○小田切委員 よろしいですか。資料1-1の11ページにそういった書きぶりになって

いまして、この部分をそのままの構成として引っ張ってきていると思うのですが、その点で私のお願いというのは、資料１－１の11ページのどこかに、直接的な効果と間接的ないしは副次的な効果という、その表現を入れていただくということになるかもしれません。

○佐藤座長 資料１－１、11ページですか。

○小田切委員 11ページから次のページにかけて、
、
、
とあります。これを例えば、
農用地の保全（直接的効果）
多面的機能の確保（直接的効果）
集落の活性化（間接的効果）
と付け加える。いずれにしても繰り返したいことは、3つが実態としては並んでいるが、制度上は並んでいないということです。

小田切委員 11ページから次のページにかけて、
、
、
とあります。これを例えば、
農用地の保全（直接的効果）
多面的機能の確保（直接的効果）
集落の活性化（間接的効果）
ちょっとくどいのですが、いずれにしても繰り返したいことは、3つが実態としては並んでいるが、制度上は並んでいないということです。

○佐藤座長 はい、わかりました。では、ここのところはそのように少し直させていただきます。

それで、この中には「文化的」という文言は余り明示的になっていませんが、それに関しては、「本検討会としては」というところにこの文言を入れるものとして整理させていただくということでよろしいですね。

ほかにございましょうか。どうぞ、お願いします。

○内藤委員 ちょっと文言で気になったところがあります。３ページの下から２つのパラグラフに、「本制度への取組を契機として集落の共同取組活動への参加意識を助長する」という言葉なのですが、これは「高める」とか、そういった言葉のほうがいいのではないかと思いますので、「助長」という言葉がちょっと気になりましたので。

○佐藤座長 はい、わかりました。どうもありがとうございます。

○守友委員 この「気づき」は、たしか前回私が話した言葉だったかと思いますがけれども、助長というのは、確かに、読んでいてちょっとひっかかるなという感じはしてありました。ただ、ではどういう代替案があるかというのはちょっと考えてこなかったのですが、今、内藤さんから意見がありましたので、私はそれで構わないと思います。

○佐藤座長 「参加意識を高める地域の「気づき」を誘発した」と、そのくらいでよろしいですか。

○守友委員 ええ、私は構いません。

○佐藤座長 内藤委員、それでよろしいですか。

○内藤委員 はい。

○佐藤座長 この2ページ・3ページ、他になければ移りますが、よろしいですか。

それでは、4ページ・5ページの2ページにわたって、「2、高齢化の進行と直接支払制度」について書かれているところについて、ご意見をいただきたいと思います。はい、どうぞ、お願いします。

○市田委員 前回やむを得ず欠席しましたので、教えていただきたいと思います。今の「2」と、それから次の、先走りますと6ページ以下の「3」にも書かれているのですが、「高齢農業者であっても安心して本制度に取り組めるような仕組みの改善」といった具合に、「高齢農業者」と「安心」というのが何回か繰り返されているわけですが、これは、前回に、例えば5年間の継続というのを免除することの例外措置みたいなものを認めるとかいった議論があって、そして、いろいろ3のほうでも書かれていますけれども、具体的なことについては、あえてこの検討会の意見としては書かないで、こういう何でも含まれるような、「安心して取り組めるような仕組み」といったことに含ませようといった趣旨なのでしょうか。そのあたりをちょっと教えていただきたいのですが。

○佐藤座長 前回の高齢化については、皆さん非常に問題意識を強く持っておられまして、それについて随分ご議論いただきましたが、具体的に、ではどうするかということになると非常に難しい問題が多々ありまして、例えば集落連携とかというご意見もあったと思いますし、あるいは途中で今ご発言のように5年間継続するのは非常に辛いという状況の中でどうするかという意見もありました。ここでは、そもそも具体的に、ではいつの時点でやめるようにといった意見は余り出なかったように思いますので、ここにまとめているような感じにしておいていいのかなと僕は思っています。その辺はどうか、皆さん方。お願いします。

○中越専門委員 これでいいと思います。

○佐藤座長 どうぞ。

○小田切委員 今の点なのですが、当然具体的な内容については今後省内で詰めていく、あるいは他省庁とのやりとりの中で具体像が出てくるということですので、具体像それ自体は、私は必要ないとは思いますが。ただ、このように整理してみたいのですが、高齢化がこの協定継続において問題だといった場合に、2つ考え方があると思うのです。一つは、この制度のハードル自体を低くしていくという考え方。そういう意味では、年限を5年か

ら３年にすると、多様な意見が出てきているのですが、これは確かに一つの考え方だと思います。一方で、もう一つとして、高齢者を支えるような仕組みを強化していくといった考え方で、比喩的に言えば、前者はいわばハードル自体を下げるのに対して、後者は言ってみれば踏切板のばねを強くするような、そんなものとして考えられると思うのですが、このどちらをとるのかということについては、にじませたほうがよろしいかと思っています。その点で言えば、前回の議論は、大幅な規制緩和といったハードルを下げるといった議論は余り強くはなかったと考えておりますので、比喩的に言えば、踏切台のばねを強化して高齢者を支えるような仕組みをつくり上げていく、高齢農業が継続できるような、あるいは高齢農業が仮に継続できなくても、それにかわる新しい仕組みをつくり上げていくようなことを考えるという意見のほうが主流だったと私は考えております。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。どうぞ、守友委員。

○守友委員 今の小田切さんの意見を聞いていて、これは、後のほうでサポート・コーディネートの話も出てきますので、私はそこへ連動させて考えていけばいいのではないかなと、これを読んで理解していたのですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤座長 市田委員は、４ページと５ページの高齢化の進行というタイトルの中でそれも出ているので、その辺はどういう議論であったのかということのご意見です。

○守友委員 わかりました。

○佐藤座長 市田委員、特段ここでのご意見があればお願いいたします。

○市田委員 いえ。

○守友委員 よろしいでしょうか。たびたび申し訳ございません。メッセージとして発するのに、「高齢化で大変だ」ということが何度も出てきているわけです、各県の意見でも。それに対して検討会としてはこう考えるというところを強く出すので、何度も出てくるように見えますけれども、私は、これは必要だと思っております。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。はい、お願いします。

○村田委員 市田さんに対するお答えになるのかどうか、僕の理解をご披露させていただきます。２期対策を終えて３期対策に対する課題を拾ったところ、「今後は取り組めないおそれがある、」あるいは「こういう要望がある」というときの原因は何かと聞くと、大抵「高齢化」という理由を挙げるところが多かったということです。３期対策を考えるに当たっては「高齢化」がキーワードになるということで、恐らく２のところ「高齢化の進行」ということを挙げたのではないかなと僕は読んでいます。それはそれで妥当なの

だろうと思います。

また、この整理では高齢に配慮した仕組みにすべきだといったことが書かれていいます。ここには具体的にどうということまでは示していないのですけれども、妥当な整理の仕方ではないかなと思います。

○**佐藤座長** ほかにいかがでしょうか。表現の問題もありましたが、お願いいたします。

よろしいですか。もし市田委員のお考えをどこかに入れるとしたら、ここでなくて、ほかに入れるようなご提案もあるなら、後ほど承りますが、ここではよろしいですか。

○**市田委員** 「安心して取り組める」というのはいろいろな意味が含まれます。小田切委員が整理されたようなのが一番わかりやすいのですが、どちらかというところの国の補助金なので、ハードルを下げるというよりも、周りで支えるというか、その仕組みづくりをもっと積極的にしていくのが次の課題だといった理解でよろしいでしょうか。具体的にその辺をどうするかというのはまたいろいろあるのでしょうか。

○**佐藤座長** 具体的には多分、小田切委員のおっしゃるような2つのタイプのどちらかをここで選んでいるわけではなくて、どちらもありますよということはある程度にじませておくということではないでしょうか。

○**市田委員** どちらもあっても、この委員会としてはどちらかというところの今回は後者のほうが強かったという今のご発言でしたか。

○**佐藤座長** ニュアンスとしてはそうです。ただ、そこだけで決めるということではなくて、選択肢を残したほうがいいので、両方があるということにして、具体的にはこれからの対策をつくるときにどれをとるかというのは、もう政策マターになっていくものと思います。よろしいでしょうか。

○**市田委員** わかりました。はい。

○**小田切委員** 私の発言はむしろそうではなく、2つの道はあるのですが、その一つの道は早目に閉ざしておいたほうがよろしいのではないかという認識です。そういう意味では、この文書の中で「仕組みの改善を検討する」というのが3カ所出てきて、5ページ目の下から2番目のパラグラフでは、「高齢農業者が安心して参加できる仕組み」ということを書いていただいて、7ページの真ん中、ちょうど囲みの下のところにも同じ表現が出てくる。こちらのほうでは、「遡及返還措置のスキームは維持しつつ、高齢農業者であっても安心して本制度に取り組めるような」と、そういう意味では先ほど整理させていただいた前者ではないということが2度にわたって書かれていると私は読ませていただいたの

ですが、そこは余りにも微妙な表現であれば、もっと明確化したほうがよろしいかと思います。

○佐藤座長 はい、どうぞ。

○内藤委員 高齡化、高齡化と言われますけれども、結構皆さん元気にやっぺらっしゃるという話がこの前出たと思うのです。今、小田切委員の言われたその上のパラグラフのところに、「高齡化が進む地域からは、農業生産活動等の維持が精一杯であり、生産性及び収益の向上や担い手の定着などのより前向きな継続的な農業生産体制を整備するまでに至っていない」とありますが、このところが一番重要かと私は思っております。この後に出てきますけれども、新規就労者のための住宅の問題のあたりもこれにかかってくるのではないかと思いますので、ここのところは、担い手という、これからの参入される方たちのことが私はすごく気になっております。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。

ちょっと先ほどの議論に戻ってしまいますが、小田切委員のご発言のように、ハードルを下げるということに関しては、この委員会としてはもうここでは閉じてしまうということが読み取れるようにしたほうがよろしいのか、あるいは少しその可能性もあるくらいの表現にしておいたほうがよろしいか、その辺はどういたしましょうか。今までの各県等のご要望ですと、3年でやめられるような制度にしてくださいといった声も随分あったと思いますが、それは5年としても、その運用の問題として3年でやめられる仕組みをつくろうと思えばつくれなくはないとは思いますが。制度そのものは5年をきちんとしておくということにしておくほうがいいとは思いますが、何かほかに。

高齡化する状況の中で、この制度のハードルをずっと下げて対応するという方向と、それから、そうではなくて、高齡化は大変なのだけれども、それをサポートする仕組みをいろいろ用意することによって高齡化の中での中山間地域の対策をきちんとするという両方があって、ハードルを下げるほうはこの委員会としてはそれほど主張しないという方向でのまとめがよろしいですか。特にいいですか。

○市田委員 今ちょっと目にしますと、ハードルを下げるという中身は、具体的にはこの7ページの囲みのあたりに結構書かれているのですね。今ご意見があった分家住宅を利用すると遡及返還の対象になってしまったりとか、継続年数についてですが、ハードルを下げるというのはそのあたりを例外措置として認めるということになるのでしょうかし、もしそれは認めない、あくまでも5年間は5年間、それから転用も認めないといったことにすれ

ば、それに相当するサポート体制を強めるという、例えば、４ページの囲みにいろいろ書かれているような、ＮＰＯ等行政以外との連携の促進や退職した役場の職員などの人材を活用するということになると思います。座長がおっしゃるように、今の書き方というのは、結局は両方ありということなのですか。

○佐藤座長 前半のほうの７ページ以降でしたか、このところの後継者用の住宅の転用云々というのは、少なくともハードルを下げるというよりは、むしろそうではなくて、特に今までの議論で出てきたのは、５年継続するのはこの先非常に難しいので、それを何とかしないと、３期対策に入ったときにも協定に参加しにくいという声が随分多くて、その部分だと思いますが。

はい、お願いします。

○村田委員 僕は小田切さんとちょっと違う意見です。２期対策でいろいろな構造対策的なものを加味しました。格好よく言えばステップアップというのですか、生産性向上とか、あるべき元気な産業としての農業みたいなものを中山間地で求めるような、要するにハードルを高めたと現場に受け取られるような政策を取り入れました。だけれども、ちょっときつい、息切れというか、理想として分かるけれども、ちょっとついていけないといった意見が現場にはあったのだと思うのです。なので、僕の個人的意見で、そういう構造対策的な政策を完全に否定するわけではないですが、そういう構造対策的なことをさらに第３期対策でまた強化するなどということはやめたらいいのではないかと思うのです。そして、いろいろな課題の原因は何かといたら、４ページで囲みの中に書いてあるように、ほとんど全部が「高齢化」に絡んでいて、もうアップアップの状態になってきているので、そういう意味ではハードルを下げるという選択肢もあり得るのだと思うのです。ハードルを下げることに力を入れてしまうと、志がなくなってしまうということがあるので、気持ちとしては、僕は小田切さんの意見に賛同したい。だけれども、ハードルを下げることは拒否してしまうとか、閉じてしまうのは行き過ぎではないか。仕組みが単純だった１期対策というのは、僕はそんなに悪くなかったと思うのです。ハードルを下げるのと踏切板のばねを強化することの両方を組み合わせるべきなのだろうと思います。集落の取り組みを後押しする、ＮＰＯが支援するとか、集落間協定をさらに効果的にやるとかということを志向することについて、僕に異論はないのだけれども、そちらの支援ばかりでハードルは下げないぞといったことを強く打ち出すと、それこそ中山間地域では、もう勘弁してくれといった気分が出てくるのではないかとということを懸念いたします。

○佐藤座長 現在の5ページの下から2番目のパラグラフの取りまとめは、今、村田委員がおっしゃったようなことでこの短い中で取りまとめているので、ハードルを下げるのは一切ないということではない、はい、どうぞ。

○農村振興局長 ハードルという言葉遣いについて、5年間継続をする、しないという部分と、それから村田委員のほうはむしろ、体制整備で10割単価、そうでなければ8割単価のハードルといった点も含めておっしゃっておられている。そこはなかなか言いづらいところではあるのですが、ここに書いてあるのは、村田委員のおっしゃるような意味のハードルであれば、今まではちょっとハードルが高過ぎた、つまり10割単価のハードルが高過ぎたのでどうかということを含めて書いてあるということだと思いますし、一方で小田切委員のおっしゃったように、5年は大変なので3年にしろとか、そういう意味でやるよりは、まさに新しい何かを考えるにしても、むしろ5年間続けられる方法を考えるべきだということだと。ただ、ここで「自由度の高さを有効に活用しつつ」というのが入っているのは、一方で、こういうことをしなければというのを余り言わないのがこの制度のよさなので、そこをちょっと入れている。このようにご理解いただければと思いますけれども。

○佐藤座長 つまるところ、両方がにじみ出ているということによろしいですか、このところは。

はい。どうもありがとうございました。

では、最後の3、制度を構成する個々の要素に対するその他の課題等ということで、6ページ、7ページ、8ページにわたってございますが、これについてご意見をいただきたいと思います。

一つ一つ進めましょうか。(1)対象地域・対象農用地等に関する指摘、これはいかがですか。これは、今まで問題になった「1ヘクタールの団地要件」についての問題ですが、このような取りまとめでよろしいでしょうか。

○中越専門委員 よいのではないのでしょうか。

○佐藤座長 はい。

では、(2)協定期間や免責要件に関連する指摘事項。これは、先ほど言いました「5年の問題」と、それから「後継者の住宅の農地転用について」が主として議論されましたが、これもこのようなことでよろしいでしょうか。よろしいですか、ここも。

では、(3)助成水準に関する指摘。これは、「100万円を上限とする」ということが主

として議論になったと思います。それから、「樹園地は畑と違うから別な項目立てにしてほしい」という要望についての意見がありましたが。はい、よろしくお願いします。

○**守友委員** 今の(1)、(2)と比べると、(3)の樹園地のところのみ、「検討することが適当である」という表現になっておりません。ほかのところは何らかの検討とかと書かれていますけれども、これは要するに、現状でこれが適当であるということになっているのですね。

○**佐藤座長** そうです。ここはそういうことです。

○**守友委員** 「別の課題として考える」となっていたときに、「この検討会の議論ではこういう意見が出ていました」という結論になると思うのですが、「ではどのように具体的に考えていくのか」と現地から声が出たときにどう説明するのかということがちょっと必要かなという気がするのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○**佐藤座長** これは「本制度では枠外ですよ」と線引きしているだけです。

○**守友委員** 読んでみると、ここだけちょっと何か冷たいという感じがしましたので。ただ、ここでやっていた議論をまとめていくとこうなってくるということは間違いのないと思います。

○**佐藤座長** そうです。

○**守友委員** ただ、何となくちょっとスパッと切ったような感じに受けとめられかねないなと。

○**佐藤座長** これは切っているのですけれども、何かありますか、それでは。

○**守友委員** そこが何か難しいなと思います。むろん樹園地については「知りません」と言っていることではないと。それはそれでまた別途いろいろ課題もあるし、検討するのだという意味と私は理解しております。現地のほうが樹園地は畑地と違うということを何度も言ってくる中で、ではどのように考えていくのか。これは本検討会の課題を少し越えるところではありますけれども、では一体どのようにしていくのかというあたりが問われたならば、どう答えたらよいのかというところがよくわからないのです。

○**佐藤座長** 委員の方々、いかがいたしましょうか。問われたらどう答えるか。冷たく「制度外です」と言いますか。

○**守友委員** 「別の課題」と書いてありますから、全くないということではないという表現にもとれますね。

○**佐藤座長** 課題としては分かるけれども、この制度として取り上げる課題ではないと

いうことですね。

○**守友委員** そういう理解だと思いますが、そのように説明するということでよろしいでしょうか。

○**佐藤座長** よく分かる、けれどもこの制度ではないというふうに、ここは冷たくしておりますが、現状でよろしいですか。特にこれ以上のものがもしあればですが。はい。

○**守友委員** たびたび申しわけありません。私はどちらかというと東日本に住んでおまして、西日本の樹園地のこの強い声というものが余り聞こえてこないもので、こんなものかという感じなのですけれども、西日本を歩いた場合に、果たしてこういう表現だけで大丈夫なのかなとちょっと思うのです。私個人としてはさきほど佐藤座長がまとめられたような形でいいのではないかなと思っておりますが、ちょっと西のほうを見た場合に、どこか遠いところでひっかかるかなという感じがいたします。

○**佐藤座長** 本日はあいにく西の委員はお二人とも欠席なので、感覚的なものは白紙です。では、次回にそのお二人が見えたときに伺うことにいたしましょう。

○**守友委員** 私自身はこれで構わないと思いますけれども。

○**佐藤座長** はい、お願いします。

○**小田切委員** 柑橘の問題だけではなくて、リンゴの問題もあって、恐らく東日本でも重要な課題かと思えますし、むしろ声としては、私の聞いている限りでは、リンゴ生産地からの声が大きいのではないかと思えます。ただ問題は、制度の枠内外にあるという問題と、それ以前に条件不利性の実証できるのかどうかという問題があるのだらうと思うのです。実証できないということで却下するのと、そもそも制度の外側だということで却下するというのは、ちょっとニュアンスが違うところだと思うのですが、残念ながら実証できないということも実際あるとすれば、そこは書き込んでおいたほうがよろしいかなと私自身は思います。

○**佐藤座長** それは、事実として実証し得るデータがないということですね。

○**中山間地域振興課長** 既存のデータで言えないところなのですが、それをあえて取りにいてもいいないというところもありますので、ないところの場で言い切れるかというところはあるのだと思います。ただ、予測として余りないのだらうと。米とか麦とかという土地利用型農業において、そういう斜面と平場の条件格差があって、例えばハウスみかんみたいなものは、平場でつくろうが、若干斜面の段々畑でつくろうが、ある程度一定の大きささえあれば、条件性は余り変わらないという形になるので、現実に取りにいても

そんなに出ないということだとは思いますが、現実問題としてその我々として直接過去のデータをとっているわけではないので、ないと断言するのはちょっときついかと。

○**内藤委員** 私もいろいろなところの樹園地に行っているのですけれども、結局南に向けた傾斜のほうが水はけもいいですし、お日様も当たって、斜面という条件不利はあっても、生産地としての条件不利というのではないのではないかなと思うことがあるのです。ただ、傾斜が強いと、脚立を使うなどするときに危険度というのはあるのですけれども、ミカンにしる、リンゴにしる、南をうまく使われているのではないか。この前、岡山へ行ったときのブドウのところも、うまく南斜面を使ってやっていました。だから、余り大きくなくて、ある程度のところは、生産者が南地というか、その傾斜地を非常にうまく使ってやっていらっしゃるということは、条件不利地ではあるけれども、生産にとっては余り条件としては悪いのではないのではないかと、私はちょっとそのように見てきましたので。

○**佐藤座長** どうもありがとうございました。

どういたしましょうか、ここの書き方として。

○**内藤委員** いいのではないかと私は思います。

○**佐藤座長** 現状でとどめておくということで。はい。

○**小田切委員** 多分、この書きぶりの強さが問題なのではないでしょうか。「本制度とは別の課題として捉えること」と書いてしまうと、未来永劫入らないということになってしまって、仮にその条件不利性の実証されるようなデータが出てきて、あるいは県のほうがそのような準備をしたとしてもこの制度の枠内ではないのだと、そんなふうにも読めてしまうのだと思います。その意味で、書きぶりとしては、私は緩和しておいたほうがよりよろしいかと思います。

○**佐藤座長** もう少し優しく。わかりました。どうもありがとうございました。ついでに書きぶりの候補を言っていただけると助かりますが。前も直さなければいけないですね。「本制度の趣旨には馴染みにくく」と書いてありますが。わかりました。では、このところはもう少しやわらかめな表現に改めるということで、次回直したものを提案させていただきます。

では次の(4)その他の要素に関する指摘ということで、ここに幾つか書かせていただいておりますが、これについてご意見をください。はい、お願いします。

○**小田切委員** 今まで出てきておりませんので、(4)その他の要素に関する指摘のところに入るのだと思うのですが、私はヒアリングのときにもお尋ねしましたし、あるい

は前回も少しそういうことをにじみ出したような発言をしたのですが、２期対策の検証といったときには、基礎単価と体制整備単価という、この２つに分けたことの検証はかなり重要な要素になるのだろうと思います。それで、前のほうには確かに書いてあるのですが、それは高齢化問題と絡めた検証であって、高齢化ということを除いて、一般論として基礎単価、体制整備単価といった二重のいわばステップアップ路線といったものをどう評価するのかということは１項目あってもいいような感を持ちます。ここについては、改めてお尋ねしますと、県なり、あるいはさまざまな意見として、賛否両論を含めて、明確な意見はなかったと考えてよろしいでしょうか。

○中山間地域振興課長 ステップアップ部分については、「ステップアップすることによって地域の体制が強化された」みたいな意見は県のほうから出ていますので、その辺のところを少し評価として書き込みながら、その上で「継続的・安定的な」というところにつなげております。この「継続的・安定的な」というところは、何年ぐらいうるのだというところをちょっと視野に入れて書いている部分ではあるのですが、その部分は単独で項を起こしております。ただ、現状として、そういう意見があり、また、継続するというイメージは１番のところに出ていますので、それをさらにもう一度、「そういうステップアップ的な部分というものも効果があったので、今後とも継続することが適当といったイメージをここでも出しておきましょうか」という感じになるのでしょうか。

○小田切委員 その点は申し上げたように、ステップアップの内容がよかったのかどうかという議論はあると思うのです。その点で申し上げますと、第２項で「高齢化の進行と直接支払制度」という制度全般に関わる高齢化に係るところをすべて取り出して、いわば横割りの議論しているということがあって、そのためにその後の構成がちょっと難しくなっていると思います。その点ではおのずから重複感が出てきてしまうのはやむを得ないと思いますが、そのステップアップという手法についての評価、あるいはステップアップの内容についてのデータを何らかの形で１項目にまとめていただければありがたいと思います。

○佐藤座長 はい。

○農村振興局長 今、まさに４ページの効果のところ、それから５ページの下から２目のパラグラフの最初の文章に、先ほど雑賀課長が言ったような趣旨のことが書いてあることは書いてあるのですが、ただ、確かにこれは「高齢化の進行と直接支払制度」という項目に入り込んでしまっている。また、体制整備のところも、先ほど村田委員から

も御指摘があったように、維持するだけでやっとなで、それ以上のことを言われてもというのかなり出てきていましたということがどちらかというとメインの項目になっているので、整理の仕方として、重複するけれども、入れるというのがよろしいのですかね。

○佐藤座長 では、少し4と5とは似たようなことになるかもしれませんが、別途このステップアップ、構造政策に関連づけた部分、そのところを1項目書き加えるということにいたします。よろしいですか。

では、それも次回に入れたものとしてまたこの検討の場に出しますので、よろしくお願いいたします。

それ以外にいかがでしょうか。はい、お願いします。

○近藤委員 ここでお話しするのが適当なのかどうかかわからないし、私自身の意見というよりも感想みたいなところがあるので、非常に恐縮な意見ではあるのですが、初めのほうの議論で、今の農政ではなかなか受け入れられにくいかもしれないということで、「なるほど」と思った話があって、土地条件による不利補正ではなくて、将来的には国土保全・環境保全のための管理料みたいな考え方を入れてもいいのではないかといったご意見があったと思うのです。非常に「なるほどな」と思って私は聞いていたのですが、その議論の取り扱いというのはどうなのですか。というのは、今のこの制度、土地条件による条件不利補正は、土地条件というのは100年たっても200年たってもそう簡単に不利が変わるわけではないのだけれども、政策としてやってきた以上、今回は15年やる。その先は20年やる。しかもこの制度自体は、効果そのものはなかなか今回もあったように検証しにくいという条件の中で、これから先、期を経るごとにますます存続のハードルが上がっていくような気がするのです。「20年やったのにまだやるのか」、でも「効果は何なのか」、「四半世紀もやるのか」と、多分必ずそういう意見が出てきて、「ほかに知恵はないのですか」という話に多分なると思うのです。そういう点から考えると、現段階でそういう土地条件の条件不利補正だけではなくて、国土の保全のためのコストなのだといった考え方もあるのだということをどこかで記しておくのは、どこに記すのか言えと言われると困ってしまうのですが、そのように進んでいる国もあるようですし、悪いことではないのではないかなと思うのです。ちょっと感想みたいな意見ですが、すみません。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。確かに委員会の何回目かでそういうご意見が出たと思うのですが、この委員会としてそういったものも、従来の生産費の差を補償するというだけでなく、新しい方向にも目を向けるということで、書くべきかどうかな

のですけれども、どういたしましょうか。ある意味では地域政策的な方向に変わるということかもしれないのですが。

○**中越専門委員** 私はやっぱり、3 ぐらいに少し述べていただいたほうがいいのではないかなという感じがします。

○**佐藤座長** 委員会として書く。いかがでしょうか。前に管理料とおっしゃったのはどなたでしたか。何回目かにありましたが、それはどなたかおっしゃいましたね。国土の管理をするコスト負担であるといったご発言が確かあったような気がします。

○**村田委員** 8 ページの「その他の要素に関する指摘」の真ん中あたりに、「一方、農地や地域が長期的な展望を持って営農し、また、農地を保全していくためには、本制度の継続性・安定性が求められており、自由度が高いという本制度の良さや定期的な評価・見直しの必要性和両立するような形で、本制度をより継続的・安定的なものとする方途について検討する必要がある」とあります。ここにそれを示唆する表現が入っているのかなという感じもしなくもないので、もし明示的に入れるのならこのあたりかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○**佐藤座長** ありがとうございます。ただ、私のとらえ方は、「本制度」というのはかなりきちんともう概念が固まっているので、それより出ないなという感じは受けているのですが、ここをもう少し緩めてという案もあるかもしれませんが、どういたしましょうか。はい、お願いします。

○**小田切委員** 近藤委員がおっしゃることは大変よく分かるのですが、共通に理解すべきことは、佐藤先生が今おっしゃったように、本制度自体がさまざまな条件の中ででき上がっているということです。WTO 農業協定とか、あるいは国民の合意形成など、さまざまな条件の中でこれができ上がっているということがあると思います。そういう意味で、この制度がいきなり土地管理料支払い的なものになるということは、私自身はあり得ないと思うし、そのような制度転換自体は不可能だと思います。むしろ、さまざまなほかの施策と連携することによって結果としてそういうことを実現する、その部分が重要なのだと思います。例えば今後、来年の3月に失効して4月以降新しくできる新しい過疎法の考え方と連携するとか、あるいは山振法も5年後に改正される可能性があるわけなのですが、その新しい考え方と連携することによって地域政策全体の新しいスキームを将来的にはつくり出していく。そのあたりではないかと思います。その点で、ご指摘の書きぶりは、少し厳しいところがあるなと思います。

○**佐藤座長** 少し異なる意見ですが、どういたしましょうか。今の発言で思い出したのですが、この直接支払制度だけで中山間地域の課題はすべて解決し得るものではなくて、いろいろなほかの政策と連携しながらやりなさいというのは、前はどこかにありましたが。

○**農村振興局長** 4の9ページにありますね。

○**佐藤座長** 今の近藤委員のご発言、それから小田切委員のご発言に関して、どういたしましょうか。ちょっと方向は違いますが、この委員会としてどうするか。はい、お願いします。

○**守友委員** この制度は、カチっとつくってありますので、先ほどの定義だと、ちょっと広がり過ぎるかなという感じがします。発展的な課題としては、先ほど言いました国土保全・管理的なところまで視野に長期的にはどこかで置かなければならないと思うのですが、この評価という中ではそこまで書けるのかなという感じが私はいたしますけれども、いかがでしょうか。私個人の気持ちとしては、そういう考え方があったほうが国民に訴えるという意味で大事だとは個人的には思っておりますけれども、この制度検討というところからいうと、ちょっと広いというか、中長期的なところまで踏み込み過ぎているのではないかなという気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

○**佐藤座長** というご意見ですが、どういたしましょうか。現場を見せていただく限りでは、先ほどもどこかに書きましたように、随分高齢化が進んで、本当にこれだけで持ちこたえられるだろうかという危惧の念はないことはないのですが、これはこれとして、この制度の骨組みを変えずに、さらに継続するということしていくということなのか、少し別の方向もそろそろ視野に入れたいといけないのではないかとということを少し書き足しておくかということだと思いたしますが。どういたしましょうか。近藤委員は先ほど感想めいたとおっしゃいましたけれども、感想にとどめてよろしいですか。それとも、これに何か書き込むようなご提案がありますか。

○**近藤委員** どうしてもというわけではないので、私は大勢に従います。安定的にやって、これが続いてほしいなという皆さんの気持ちがよく分かるのですが、確かにここに書くことが妥当かどうかは別にして、今の段階では、この制度というのは15年、20年と続いていくような制度ではないのではないかとちょっと悲観的に見ているものですから、そういう意見もあったということがあっても悪くないのかなと。ただ、もしそれがこの根拠を突き崩してしまうようなことになるのであるならば、別にこだわっているわけでも全然ありません。最初に言ったとおり、感想ということですから。

○佐藤座長 ということのようですが、いかがいたしましょうか。はい。

○中越専門委員 賛成はしましたけれども、「本制度をより継続的・安定的なものとする方途について検討する必要がある」と書き切られていますので、そこで将来的なことが述べられているのではないかとということで、私はよいのではないかと思います。

○佐藤座長 拾おうと思えば拾えると。

○中越専門委員 ええ。ということで、賛成はしたのですけれども、これでいいのではないかと思います。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。では、現状どおりにさせていただいて、またしばらくお考えいただいて、次回の最終委員会で何か、やはり入れるべきであるというご提案があれば、入れさせていただくことにいたしまして、ほかになければと思いますが、どうでしょうか。6ページ、7ページ、8ページについて、ずっと通してですが。

予定の時間も迫ってきたので、では、もしなければということで、9ページ、最後の4、その他の留意点ということ、これはもう毎回、(1)は違いますが、(2)(3)は非常に重要なことで書いてございますが、これについて何かご意見はございますか。特によろしいでしょうか。

そうしたら、少ない時間ですが、先ほどの1ページを飛ばしましたので、「はじめに」に戻りまして、どうぞ。

○内藤委員 2番目のパラグラフで、「しかしながら」というところの真ん中です。「耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下しつつあり」の前に、「生産量の減少」という、その部分も私は入れたほうがいいのではないかとと思うのですけれども。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。具体的な数字はわかりますか、それはどのくらい減少しているか。当然、耕作放棄地が増加していれば減るのでしょうけれども。

○内藤委員 「生産量の減少に加え、多面的な機能が低下しつつあり」と、その一言を入れていただけたらいいなと思いましたことと、それから、「耕作放棄」と「耕作放棄地」という2つの言い回しがあります。下から3つ目のパラグラフの2行目、「本制度による耕作放棄の発生」ではなくて「耕作放棄地の発生」だと思いますので、ここも「地」を入れたほうがいいのではないかと思います。

○佐藤座長 どうもありがとうございました。前半の第2パラグラフ、「生産量の減少」を入れたほうがいいのではないかとというご提案ですが、どうですか。

○中山間地域振興課長 データ的に、本日の資料の1 - 2をちょっと見ていただきたい

のですが、その４ページに当たります「中山間地域農業の現状」というところで、これは直払いをやっているというところではなく、一般的な中山間地域のデータが出ているのですが、全国ベースで言うと、平成７年から平成17年に106だったものが88まで落ちているのですが、中山間地域だけ抜き出しますと、平成７年が39で平成12年が34、平成17年が34ということで、落ち方という点においては平場の落ち方のほうが激しいという事実があります。特に平成12年からこの制度を導入していきまして、この効果が出ているということなのか、ただし、中山間地域の全部の農地がこの直払いの対象にはなっていないくて、その３分の１か半分ぐらいしか対象になっていませんので、そこは検証が難しいところだと思いますけれども。

○**内藤委員** 多面的機能の部分だけしか取り上げられていないので、生産量のほうを私はちょっと気にしたのですが、では、耕作放棄地がふえているけれども、生産量には大した変わりはないということなのですね。

○**中山間地域振興課長** 若干なりとも減っているのは減っており、耕作放棄地がふえた分、ほかでもカバーされているので、平場に比べるとそんなに減ってないという状況にあるということですので、ちょっと表現ぶりをどうしたらいいのかなというところは考えさせていただければと思います。

○**内藤委員** はい、そのご検討をお願いします。

○**佐藤座長** これは、この制度が始まる前の状況の中山間地域が書かれているので、そういう意味では、平場に比べて減り方は少ないとしても５％ぐらい減っているということもあるので、少し表現を考えてということにいたします。どうもありがとうございました。

もう一つ、下から３つ目のパラグラフの「耕作放棄」は、「耕作放棄地の発生防止」についてはいかがでしょうか。

○**中山間地域振興課長** 普通は「放棄地」と呼んでおりますので、「放棄地」とさせていただきます。

○**佐藤座長** では「地」を入れてください。

はい、お願いします。どうぞ。

○**中越専門委員** 資料１－１にも、そして資料２の「はじめに」と書いてあるところにも「上流部」と「下流部」という表現をしていますが、こういう表現は何となく少し気になることがあります。資料１－１の中でも「河川の上流に位置する中山間地域等」と書いていますし、「下流域の国民の生命」と書いていますが、この項目の「はじめに」にも

「流域の上流部に位置する」ということと「下流部」の人たちということを書いています
が、この表現がどうだろうかと。

○佐藤座長 最近、いろいろなところで使われているように見受けますが、どうですか。
何となく違和感がありますか。

○中越専門委員 我々山間地域の者にとっては、少し違和感がありますが。

○村田委員 全国水源の里連絡協議会は、「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」
をキャッチフレーズに使っています。

○佐藤座長 そうですね。あれはまさにそうですね。

○中越専門委員 表現の仕方の上手な方もおられますから、それはそれに任せるという
ことですが、何となく上流・下流という両方の対立軸みたいな表現にも感じるものでしか
ら。

○佐藤座長 なるほど。

○内藤委員 私たちは、上流部は生産地域で、下流部は消費地域という感じで使ってい
ますね。つまり、別に川の上流ではなくて、つくっている方が上流であり、消費している
のが下流という感覚があります。

○守友委員 川下ですね。

○内藤委員 はい。

○佐藤座長 ここの「上流」「下流」を外して文章として意味が通ればそのままでいいの
だろうけれども、後半が通らないかもしれないですね。前半はなくてもいいかもしれない
けれども、「その有する多面的機能によって、都市住民を含む多くの国民の生命・財産を
守り」で、通りますか、「下流部の」がなくても。

○内藤委員 なくても大丈夫でしょう。

○佐藤座長 通るならば、あえて「上流」「下流」を書く必要はないと思います。この辺
は少し検討させてください。わかりました。場合によったらこのままになるかもしれませ
んけれども。

ほかにいかがでしょうか。先ほど申し上げましたように、各委員の思い入れが十分にこ
こに表現されておりませんので、恐縮ですが。よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。ちょうど予定の時間以内に終わりそうです。ど
うも本当に熱心なご議論をいただき、ありがとうございました。

私の座長としての役割はこれで終わりますが、その前に、本日いただきましたご意見を

踏まえまして、再びこの資料2に関して、さらに修正したものを次回の委員会にご提案し、そしてまたそこでご議論いただいて、最終的な当委員会の取りまとめにすることにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

私の座長の役割はこれで終わります。事務局にお返しします。どうもありがとうございました。

○課長補佐 ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、各委員のご承認をいただく必要がございますので、ご発言の内容等につきまして改めて確認のご連絡をさせていただきます。

また、次回の検討会につきましては、8月6日木曜日の午前10時に予定しておりますので、よろしくお願いいたします。詳細につきましては別途事務局からご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。これにて閉会いたします。